

【いちき串木野市パートナーシップ制度】
利用可能な主な行政サービス一覧

令和7年4月1日現在

	No.	名称	要件/必要書類等	お申込み/お問合せ		届出必要		届出不要		行政サービス等の概要
				窓口	電話番号	受領証等の提示必要	受領証等の提示不要(口頭確認)	口頭確認	委任状が必要	
住 宅	1	市営住宅の入居申込み	パートナーシップ届受領証写し等	都市建設課	21-5112	○				パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込できます。
	2	定住促進補助金	パートナーシップ届受領証写し等	企画政策課	33-5626	○				市内居住者、移住者の住宅建設等の支援を行う。若年世帯(世帯主又は配偶者が45歳未満)であれば基本額に加算されます。※パートナーも含む
	3	り災証明書の交付(火災)	本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	消防本部	32-0119			○		火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
	4	り災証明書の交付(火災以外)	同一世帯:委任状不要 別世帯:委任状必要	まちづくり防災課	33-5631			○		災害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
医 療	5	国民健康保険	住民票上同一世帯であれば、同一世帯の被保険者となる	健康増進課	33-5613			○		パートナーも同一世帯として申請することができます。
	6	要介護認定		長寿介護課	33-5673			○		パートナーも家族による代理手続きと同様に申請することができます。
	7	救急搬送証明書の交付	本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	消防本部	32-0119			○		搬送された方の証明書をパートナーが代理申請をすることができます。
福 祉	8	災害見舞金(市)	生計を主として維持していたこと/パートナーシップ届受領証写し等	福祉課	33-5619	○				パートナーが自然災害で亡くなられた場合等など遺族等に見舞金が出ます。
	9	生活保護申請	生計同一であること	福祉課	33-5620			○		パートナーも同一世帯として申請することになります。
そ の 他	10	福利厚生	市職員/パートナーシップ届受領証写し等	総務課	33-5625	○				結婚休暇等